

事例2

引越サービスのトラブル

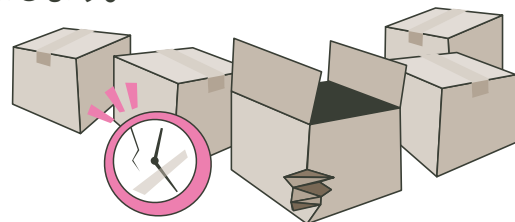
- 約束の日時に業者が来なかったため、予定どおり引越できなかった。
- 業者が事前に見積もりをしたにもかかわらず、荷物が積みこめず追加料金が発生した。
- 梱包等が不十分で荷物に傷がついたり、床や壁が傷ついた。

アドバイス

- 複数の業者から見積もりを取ったり、サービス内容を尋ねるなどして、信頼のおける業者かどうか確認しましょう。
- 荷物の量が見積もり時と同様であれば、追加料金を支払う必要はありません。
- 荷物の破損などの問題が生じたら、約款等の定めにより損害を補償してもらえる場合もありますので、気づいた時点で業者にすぐ連絡しましょう。

事前に見積書と約款をよく読んでおくことも大切です。

(注)約款とは引越の約束事(ルール)で、内容は業者によって異なることがあります。また、約款は業者が見積もり時に申込者に見せることになっています。



事例3

学習塾・家庭教師のトラブル

- 子どもの家庭教師を頼んだら、「教材を購入しないと家庭教師は派遣できない。」と言われ、教材を3年分まとめて購入させられた。考え直して解約・返品を申し出ると、解約料が高額で、納得できない。

アドバイス

- 一度に多量、高額、長期の契約をするときは慎重に検討しましょう。
- 販売員のセールストークが契約書と同じとはかぎりません。契約書の内容をしっかりと確認した上で納得して契約しましょう。
- 学習塾や家庭教師の契約(契約期間が2か月を超えてかつ契約金額が5万円を超えるもの)は、クーリング・オフ期間経過後も中途解約することかでき、違約金等についても一定の制限があります。
- 「学習塾や家庭教師の契約に必要」と言われて一緒に契約した教材も「関連商品」として解約することができます。

